平成２９年（フ）第８７号
高知市福井町437番地15
債務者　川村亜由美
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９７号
高知市大津乙2086番地
債務者　西村　　大
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５０号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目１番13―304号　グリーンタウン松ヶ丘
債務者　山田みつ子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１９７号
埼玉県入間市大字下藤沢1093番地１　ベルメゾン藤沢105
債務者　木村みな子（旧姓牛久保）
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２０７号
埼玉県飯能市大字平松73番地１　平松団地９―207
債務者　上村　三男
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２０８号
埼玉県飯能市大字平松73番地１　平松団地９―207
債務者　上村　道子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３５号
千葉県山武市松ヶ谷ロ3040番地
債務者　小川　重雄
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第９９号
愛知県丹羽郡大口町御供所３丁目86番地
債務者　三嶋　勇二
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１２３号
愛知県豊田市住吉町大興50番地５　㈱北川製作所住吉工場
債務者　野々宮涼誠
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４１号
愛知県豊田市梅坪町２丁目13番地３　コスモ21梅坪Ⅱ　201号
債務者　仲摩　善章
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４６号
愛知県西尾市徳永町大塚３番地１　セポージャ徳永Ⅰ番館105号室
債務者　鈴木　信久
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第９２７号
大阪市旭区中宮１丁目７番15号　シャロンハイツ　202号
債務者　小林　豊明
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４３０号
大阪市北区天満４丁目14番４―302号
債務者　あんず企画こと　白石　安佳
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４７８号
大阪府高槻市牧田町６番101―504号
債務者　**脇**　アヤ子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６５４号
大阪市生野区生野東３丁目１番22号
債務者　山川　順之
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７０８号
大阪市浪速区日本橋５丁目１番３号
債務者　西谷　　剛
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８５７号
大阪市平野区平野宮町１丁目７番２―836号、旧住所大阪市平野区加美正覚寺４丁目４―１　グランドハイツ正覚寺301号室
債務者　濵田　愛花
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部